

岡山市観光・MICE振興事業後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体（以下「団体」という。）が実施する観光及びMICEの振興に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業として岡山市（以下「市」という。）が後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、後援とは、団体が主催する事業等に対して、市がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(後援の名義)

第3条 市長が後援について使用を承認する名義は、「岡山市」とする。

(対象団体等)

第4条 後援の承認を受ける事業等の団体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公益性の強い団体
- (4) 次に掲げる要件のいずれをも満たす団体
 - ア 代表者の定めがあり、所在地が明確であること。
 - イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(後援の基準)

第5条 後援する事業等は、その目的及び内容が観光及びMICEの振興に寄与するもので、次に掲げる要件のいずれをも満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められるもの。
 - (2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者が相当数見込まれるなど公益性を有するもの。ただし、公的な団体が実施する又は観光及びMICEの振興に特に寄与すると認められる事業についてはこの限りでない。
 - (3) 入場料等を徴収する事業等にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉であるなど、事業等の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援を承認しない。
- (1) 政治団体及び宗教団体の活動又は特定の宗教及び政治のための活動と認められるもの。
 - (2) 公序良俗に反するもの又は社会的に非難を受けるおそれがあるもの。

- (3) 団体の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とするもの。
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、市長が特に認めたものはこの限りでない。
- (5) 物品の販売や寄付行為を主たる目的とするもの。
- (6) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。
- (7) 事業等の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの。
- (8) 個人が主催するもの。
- (9) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの。

(申請)

第6条 後援の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の代表者は、事業等の開催日の20日前までに、後援名義使用申請書(様式第1号)を提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請団体の組織、代表者、活動目的等を明らかにする書類
- (2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類
- (3) 事業等の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
- (4) 事業等の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる書類について、既に保有している場合又は申請団体がそれぞれ当該各号に掲げる団体である場合は、その提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に掲げる書類 第4条第1号から第4号までに掲げる団体であって、当該書類に記載されるべき内容が社会通念上明白な団体
- (2) 前項第2号に掲げる書類 第4条第1号から同条第3号に掲げる団体又は当該書類に記載されるべき内容が社会通念上明白な団体
- (3) 前項第4号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体

(承認)

第7条 市長は、後援を承認した場合は、申請団体の代表者に「後援名義使用承認通知書」(様式第2号)により通知する。

(条件)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、後援の承認に際し条件を付することができる。

(事業内容の変更等の届出)

第9条 申請団体の代表者は、後援の承認を受けた後に事業内容を変更又は中止する場合は、速やかに市長に、後援名義使用変更届出書(様式第3号)又は後援名義使用中止届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(後援の取消し等)

第10条 市長は、後援の承認後に、第5条第2項各号の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援を取り消すものとする。

2 市長は、事業等の実施後に第5条第2項各号の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援を承認しないものとする。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

後援名義使用申請書

年 月 日

岡山市長 様

団体名

住所

代表者 職・氏名

下記事業を実施するにあたり、岡山市の後援名義の使用を申請します。

事業名称	
開催年月日	
開催場所	
料 金	
問い合わせ先	団体名 TEL
主催者ホームページ	http://
他の主催・共催・後援等 (予定を含む)	主催： 共催： 後援： 協賛：
岡山市の後援名義の 使用を申請する理由	
事業の対象者	(入場者見込： 人)
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の名義使用申請（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 初めて申請する
事務担当者	住所 〒 氏名 TEL FAX e-mail

【申請時に提出していただく資料】

開催要領 収支予算書 団体規約 役員名簿（役職・氏名のみで結構です）

前年又は過去の活動状況を示す資料（チラシ・実績報告書（決算書含む）・新聞記事など）

※ 申請の際には必ず全ての資料を添付してください（添付されていない場合、申請を受け付けしないことがあります）

岡 第 号
年 月 日

団体名

代表者 職・氏名

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

後援名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業名称
- 2 開催年月日
- 3 開催場所
- 4 名 義 岡山市
- 5 使用期間 承認の日から事業終了まで
- 6 後援に当たっての条件

(1) 裏面の「後援事業実施上の留意事項」を遵守すること。

(2) 費用の負担はしません。

〔お問い合わせ〕

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市産業観光局商工観光部

課

TEL 086-803- / FAX 086-803-1871

後援事業実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、以下の点を遵守すること。

1 基本的留意事項

- (1) 政治的、宗教的な中立を侵すおそれのある運営をしないこと。
- (2) 営利事業又は営利的意図があると疑われるものにしないこと。
- (3) 公序良俗に反する事業内容にしないこと。
- (4) 暴力団等との関係又はおそれのないこと。
- (5) 実施計画を綿密にたて、実施に当たって無計画にならないこと。
- (6) 岡山市の名誉を棄損し、又は信用を失墜するおそれのないこと。

2 後援の取消し等

- (1) 事業等の実施前に、上記留意事項に照らして問題が生じた場合は、後援を取り消すことがある。
- (2) 事業等の実施後に、上記留意事項に照らして問題が生じた場合は、以降の後援をお断りすることがある。

3 その他

- (1) 事業計画が変更又は中止となる場合には、速やかに届出を行うこと。
- (2) 事業終了後、開催実績等を示す資料を提出すること。

年 月 日

岡山市長様

団体名
住所
代表者 職・氏名

後援名義使用変更届出書

年 月 日付けで承認のあった後援事業について、下記のとおり内容に変更がありましたので届出します。

記

1 事業名称

2 変更内容

変更前	変更後

年 月 日

岡山市長 様

団体名
住所
代表者 職・氏名

後援名義使用中止届出書

年 月 日付けで承認のあった後援事業について、下記の事由により中止しましたので届出します。

記

1 事業名称

2 中止理由

3 今後の対応等